

令和5年 第5回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和5年3月23日（木）午前9時30分

場 所：教育委員会室

## 東京都教育委員会第5回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第26号議案

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

##### 第27号議案

令和5年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

##### 第28号議案

令和5年度東京都教科用図書選定審議会委員の任命又は委嘱について

##### 第29号議案から第36号議案まで

東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 令和4年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業報告  
(途中経過) について
- (2) 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」の策定について
- (3) 都立高校生のオーストラリアへの派遣研修について
- (4) 「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」について
- (5) 教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応の策定について
- (6) 教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の一部改正について
- (7) 「子供を笑顔にするプロジェクト」WBC体験について
- (8) 東京都公立学校教員の懲戒処分について
- (9) 都立高校における「外国につながる生徒への指導ハンドブック」について

教 育 長	浜 佳 葉 子
委 員	山 口 香
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人
委 員	新 井 紀 子
委 員	宮 原 京 子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	浜 佳 葉 子
次長	福 崎 宏 志
教育監	藤 井 大 輔
総務部長	田 中 愛 子
指導部長	小 寺 康 裕
人事部長	吉 村 美 貴 子
高校改革推進担当部長	池 上 晶 子
事業推進担当部長	筒 井 宏 守
(書 記) 総務部教育政策課長	軽 部 智 之

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和5年第5回定例会を開会します。

本日は、朝日新聞社ほか4社からの取材と、2名の傍聴の申込みがございました。また、朝日新聞社ほか1社から、冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

## 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、換気等の基本的な感染症対策を継続し、議事を進行させていただきます。傍聴の皆様方も、引き続き感染拡大防止に御協力いただきますようお願い申し上げます。

## 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、宮原委員にお願いいたします。

## 前々回の議事録

【教育長】 2月16日の令和5年第3回定例会議事録につきましては、既に御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうご

でしょうか。——〈異議なし〉——では、2月16日の令和5年第3回定例会議事録については御承認を頂きました。

3月2日の令和5年第4回定例会議事録をお配りしていますので、御覧いただきまして、次回の定例会で御承認を頂きたいと存じます。

次に、非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第28号議案から第36号議案まで及び報告事項（8）につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——それでは、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

## 議 案

### 第26号議案

東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第26号議案「東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、総務部長、お願いします。

【総務部長】 それでは、第26号議案資料を御覧ください。東京都教育庁出張所設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

「1 改正内容」ですが、都教育委員会は総務局が所管する大島支庁舎の中に、大島町、利島村、新島村、神津島村の各教育委員会を所管する教育庁大島出張所を設置しています。令和3年度から大島支庁舎の改修工事に伴いまして、大島出張所も仮設庁舎に一時移転していましたが、工事が完了しまして、改修後の庁舎に移転するため、本規則に規定する位置の変更を行うものです。

「2 施行期日」ですが、改修後の庁舎での勤務開始日であります本年5月8日とさせていただきます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありませんでしょうか。ありませんようでしたら、本件につきまして原案のとおり決定してよろしゅうござ

いでしょうか。—— 〈異議なし〉 ——では、本件につきましては原案のとおり御承認いただきました。

## 第27号議案

令和5年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について

【教育長】 次に第27号議案「令和5年度東京都教科用図書選定審議会への諮問事項について」の説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 それでは第27号議案について説明をいたします。教科用図書選定審議会は、小・中学校等の義務教育諸学校で使用いたします教科書の採択に関して、法令に基づきまして都道府県の教育委員会に毎年度設置しなければならないものです。来年度設置する審議会には、2に記載した3点を諮問したいと考えております。教科書の採択方針、それから教科書調査研究資料、そして令和6年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択についての3点です。

諮問理由ですが、都教育委員会が都立の義務教育諸学校において使用する教科書を採択するに当たって、あらかじめ審議会の意見を聞く必要があるため、また、区市町村教育委員会や国・私立学校の校長が行う教科書採択について、都教育委員会が調査研究資料の提供などを通して指導・助言又は援助を行う際にも、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならないためです。これらの諮問事項につきましては、4月に審議会を設置し諮問させていただきたいと考えています。

説明は以上です。御審議の上、御決定賜りたくお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問・御意見ありますでしょうか。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 御説明ありがとうございます。このこと自体には特段、別に異論はありませんが、数年前に教科書会社と教員との間の接待とか癒着とか、そのように思われるような事例があつて、今現在は教科書会社と教員あるいは教育委員会との接点をなるべく減らすというか、極力減らすというようなことになっているかとは思いま

す。一方で、教科書というのは子供たちが毎日使うものなので、こういう記述だと子供が分かりにくいとか、例えばカラーの在り方とかがこれだと子供で分からない子供がいるとか、こういう言い回しは最近の子供はよく分からないとか、そういうような現場の声というのが教科書作りになかなか反映されていないなど感じることを、自分が研究をされていて思います。例えば中学校の社会科の先生などに聞くと、社会科の教科書は内容を盛り込み過ぎていて、到底今の中学生が読み解くことができないようなものだから、教科書は使えないというような御意見を伺ったりすることがあります。なので、都教委の方で場を設定して、そういう透明性が高い意見交換の場のようなものを設置することによって、今、子供が変容している状況とか、先生方がやや40代が少なくて20代が増えている状況から、先生方の使い勝手とか、そういうようなことを、透明性が高い場で問題が起こらないような状態で意見交換を幅広く行うような場が設定されるといいのになど、ここ数年感じていました。今すぐどうしてほしいということではありませんが、少し考えていただけるといいなと思っています。

以上です。

**【教育長】** 今話を踏まえて少し御検討ください。

ほかはよろしいでしょうか。

ほかにありますようでしたら、本件につきましては原案のとおり決定してよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

## 報 告

(1) 令和4年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業報告  
(途中経過) について

**【教育長】** 続きまして、報告事項(1)「令和4年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業報告(途中経過)について」の説明を、引き続き指導部長、お願いします。

**【指導部長】** 令和4年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究

事業の報告ですが、本日ここで報告させていただきますのは、本年度開始いたしましたフリースクールに通っている子供たちの保護者それから児童・生徒を対象に毎月行っている調査研究について、あくまでも途中経過になります。3月までの調査はまだ終わっていませんので、3月末に回答が来て、それらの研究分析を大学等に委託をしまして、研究分析が行われるのはこれからです。

本日は途中経過ということで、9月までの状況について、現在のところを報告させていただくものですので、確定値ではないということで御理解をいただければと思います。

それでは資料に沿って説明いたします。1番には事業の目的が書かれています。まずはフリースクール等に通う児童・生徒の、あるいはその保護者の支援ニーズその他を把握することにより、東京都教育委員会の今後の不登校施策全体に反映させるという趣旨です。

2の申請の要件ですが、まず私どものアンケート調査、これはウェブ上で回答していただくものですが、これに協力してくださる方で、都内公立小・中学校に在籍し、不登校という状態にある方、そして更には不登校の子供への支援を主たる目的とする、いわゆるフリースクール等に通っている方、そしてその保護者です。その保護者については、学校と日常的に連絡を取っているということなどを要件といたしまして、申請のあった者のうち、審査検討会を開きまして、1件1件確認して対象を決定しているところです。

3については、対象となる児童・生徒はここに書かれているとおりです。特に(3)、フリースクールは様々ありますが、やはり児童・生徒の健全育成という、いわゆるそういう視点が大切ですので、そういったことも私どもとして確認をさせていただきました。

4番です。令和4年度3月までに566人の申請がありまして、そのうち審査の結果、調査協力者となった者が526人、40人が対象にならなかったということです。対象にならなかった理由として、ここにア、イ、ウと3点記載していますが、いわゆるフリースクールではなくて公的機関、区市町村が設置している支援センター等に通室して、そこでフリースクールと連携しているというような場合は該当になりません。あるい



は不登校の対応をしていない施設、いわゆる通常の学習塾なども含まれます。そして、保護者の意思で、子供が不登校という状況ではないにもかかわらず、主体的に学校ではなくフリースクールを選択している方などがいらっしゃいました。

5です。調査の結果、通所している数、これは都内の公立学校に通っている児童・生徒が通っている施設、全体に先ほど申し上げたように人数が526人いますが、108施設、つまり複数の子供が通っている施設もあるということで、これについては別添で自治体を含めて記載したものを付けさせていただいていますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。このページ以降で自治体別に記載しています。

戻りまして、6番です。研究の主な途中経過です。回答者数ですが、9月までの時点での調査結果になりますので、先ほど五百数十人と申しましたが、ここでは303人が9月までの調査に協力していただいた方ですので、303人の結果です。まず(2)授業料です。フリースクール等に通っている1か月当たりの授業料です。これはそれぞれのフリースクールによって、年会費であったり、半年ごとであったり、様々ですが、1か月に換算しまして、平均で4万4,979円です。また(3)世帯収入の分布、これは自己申告によるものですが、分布を円グラフで示しています。一番多いのが、401～800万円が35.9%、その次が801～1,200万円といった傾向になっています。

(4)です。様々な質問項目がある中で、支援ニーズに近い項目をピックアップしたものです。まず、学校支援センター、それからフリースクールから受けた支援で有効であったと考えるもの。まず学校に対しては、子供が希望するプリントを用意してくれて自宅で学習できる又はオンラインでつながっているなど。教育支援センターにつきましては、スクールソーシャルワーカーなどの派遣がいただけた、また、担当者が替わらないことで安心であるというものがあります。

フリースクールに対しましては、子供の心に寄り添った対応をしていただいて安心して通所できている、また、人数が少ないので安心して居場所になっているといったような声がありました。

また、イです。今後期待したい支援について。学校に対しては、学校が決めた教材以外にも本人の自主的な学習をしっかりと把握していただきたいというようなことです。また、学校支援センターに関しましては、学校ではないので、一人一人の状況に

寄り添ってほしい、学習だけではなくて交流ができるような工夫をしてほしいということ。そしてフリースクール等に関しましては、学習の時間のある程度は作ってほしいというような声や、子供が通いたいと感じられるよう引き続き安心安全な場所を提供してほしいというような声がありました。現在、児童・生徒からも回答を寄せていただいておりますが、そちらについては現在集計中でして、ただいま報告したのは保護者からの声ということで御理解いただければと存じます。

今後ですが、ただいま申し上げましたように、今年度の調査全体の結果につきましては今後取りまとめて、分析の上、公表させていただきたいと考えています。また、来年度は引き続き調査を実施いたしまして、分析のための有識者会議も設置いたします。その会議の提言を受け、私どもの施策に反映させていきたいと考えております。

説明は以上です。是非、御審議いただければと思います。

**【教育長】**　ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたらお願いします。

北村委員、お願いします。

**【北村委員】**　今、学校に通えない子たちが本当にたくさんいるなというのを、学校をいろいろ訪れる度に感じていますので、こうした調査は非常に大事なことだなと思っています。今回これを拝見すると、授業料とか世帯収入というところを見ているというのは、今後こういったフリースクールに通う子の御家庭への財政支援というのも視野に入っているのかどうかということです。そういう意図があってこれを調べられているのかなという気もするのですけれども、その時、いろいろな考え方があると思うので、慎重にいろいろ検討する必要があると思います。軽々に申すことはできませんけれども、こういった子育て支援であるとか教育支援の話の時に、大体こう見ると、半分ぐらいが厳しい経済状況で、半分ぐらい、この世帯年収801万円以上は大丈夫なのではないかと思うかもしれませんが、結構税負担とかを考えたりした時に、そしてあまりいろいろな補助から外れてしまうと考えると、1,200万円ぐらいまではかなり実は結構大変だったりしますので、ほとんどの家庭がそんな楽に通わせているわけではないのではないかなと感じます。その辺り、東京都は全国的に見た時に、比較的そういったところではかなりよく考えている面はあるかなと思うんですけれども、

あまり単純に800幾らぐらいで切ってしまうたりしないように。ただ、こういう議論をすると、どうしてもどこかで切らなければいけないという話になった時、大体この35.2%、この800か900ぐらいが大体補助の対象外になってきますが、そういったところもしっかり実は検討していただくと必要があるのかなど。そもそもこれで補助を出すのかどうかというのはまた別の話ですので、それを検討した上で、もし仮にそういう方向性に施策が向かっていくことがあれば、その先の議論を是非慎重にやっていただきたいなということをお伝えしておきたいと思いました。

【指導部長】 この調査の目的は、最初に申し上げたように、私どもとして支援ニーズを把握して、一人一人の子供の自立に向けてどういった支援が必要かという施策を検討するための調査です。一方、今おっしゃったようなことについては、これは東京都全体、子供政策連携室等ともいろいろと情報共有をしていますので、そういったことについても私どもとしても関わっていければと思っています。ありがとうございました。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 学校へ行かない、あるいは行けない子供たちが、学校と家庭以外に居場所があるということはいいと思います。ただ、この不登校というのは国の定義ではありますけれども、どうしても負のイメージがあるので、都教委だけでも何かこの負のイメージを取り払えるような文言がないか検討していただきたいと思います。

【教育長】 御意見として承りました。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ほかにありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

(2) 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」の策定について

【教育長】 次に報告事項(2)「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的

なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」の策定について」の説明を、引き続き指導部長、お願いします。

【指導部長】 2月の教育委員会におきまして、学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインの案をお示しいたしました。その後、3月3日までパブリックコメントを聴取いたしました。本日はその意見を踏まえて、ガイドライン、そしてそれに加えて推進計画を策定いたしましたので報告をさせていただきます。

まずパブリックコメントの結果です。概要です。今回はウェブや郵送により合計170件の御意見を頂いています。意見の内訳ですが、Ⅰとして、学校部活動に関する意見が49件、また、Ⅱ新たな地域クラブ活動に関する意見は32件、そしてⅢ学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に関する意見が4件、そして大きなⅣで大会等の在り方の見直しが11件、なおこれらに分類できないものをその他として集約いたしました。

幾つか主な意見を御紹介させていただきたいと存じます。赤枠で囲っていますが、大きな5番と書かれているものを御覧いただければと思います。部活動が大きな負担であるといった趣旨の御意見です。こうしたことは様々これまでも声として上がっていますし、これは大きな問題と考えています。今後とも教員のみならず部活動指導員等を配置いたしまして、単独で指導ができるようにしたり、大会引率ができるようにしたりするなどの運営体制を構築していき、教員の負担軽減を図ってまいりたいという趣旨で、ガイドライン及び推進計画に反映させています。

続きまして17番を御覧ください。地域クラブ活動におけるスポーツ団体や指導者などと学校との連絡体制について御意見を頂いています。これを踏まえまして、推進計画には、新たな地域クラブ活動が円滑に実施されるために、いわゆる総括コーディネーターを配置すると。これは区市町村に置くことを想定して、その役割の例等を示したところです。

続きまして20番を御覧ください。部活動の地域移行をする前に、保護者や地域からの意見を踏まえて十分に協議する必要があるという御意見です。特に保護者の御意見、例えば負担が掛かることに対する御負担等も挙がっています。そうしたことを踏まえ、推進計画には、地域連携・地域移行の進め方として、保護者を含めて協議会等を設置

するなどの検討内容例を示しています。

パブコメの御紹介は以上です。

次に、これを踏まえて策定いたしましたガイドラインの概要のペーパーを御覧ください。これにつきましては、先ほど申し上げたように、2月の教育委員会で報告させていただきました。大きく内容の変更はありませんが、前回の大きな1部、学校部活動の、これは全部で7章立てになっていますが、これは前回の現行のガイドラインを更にブラッシュアップして、更に詳細に書き込んだものでして、そもそもの部活動の教育的意義であるとか、体罰や不適切な行為の防止であるとか、それから生徒等の負担、いわゆる勝利至上主義ではない休日の取り方などをあらためて掲載したものです。

続いて、推進計画です。この推進計画は、このガイドラインが概要を示したのに対して、より具体的に都教委としての方針、それから区市町村教育委員会が今後取り組むべきこと等々を、スケジュールを示しながら策定させていただいたものです。

「1 策定の目的」ですが、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間として、その取組の展望を明らかにして、都内の公立中学校における部活動の地域連携・地域移行を推進していくこと。

推進目標といたしましては、令和7年度末までに都内の全ての公立中学校等におきまして、地域や学校の実態に応じた地域連携・移行に向けた取組が実施されている。何らかの形でと考えておりますので、100%ではなくても、ある部活動に関して地域と連携したりすることを目指しているということです。

現状と課題については、ここに書かれていますが、都内の公立中学校では専門的な技術指導ができるという顧問が55%程度であり、それ以外はなかなか専門的な指導が行われていない、負担があるという状況です。また、大会引率等を負担に感じている教員が少ないこと、令和4年度、今年度中に協議会を設置しているという地区がまだ27地区しかないというようなことから、この4番に3点の取組の方向性を示しています。特に真ん中、東京都は、休日を中心に段階的に地域連携・移行を進めていき、区市町村に対して適切に助言できるようにすること、そのために、その下ですが、都立中学校等で先進的に、モデル的に地域連携・地域移行を推進して、それらの成果を区市町村にも発信していくというような流れです。

5に内容が書かれていまして、都の取組としてア・イ・ウ・エ・オ・カと6点掲げています。部活動検討委員会を開催することや、特に関係者、地域のスポーツ団体等と連絡体制を構築していくことなど、またエにはTEPROサポーターバンクの登録を促して、私どもとしても指導者の配置を支援できるようにすることなどが書かれています。

資料1を御覧ください。実際の推進計画の一部の例を御覧いただいています。特にこのイの一つ目の丸、スポーツ・文化芸術関係の効果的・効率的な整備充実に向けて、関係団体・学校関係者等が情報共有していけるように連絡調整する場を設けるということで、これは生文スポーツ局と連携して、いわゆる協議会の組織を私どもとしてまず立ち上げて、区市町村への支援を検討しているということです。

次にエです。真ん中の四角の下の丸です。地域のスポーツ・文化芸術団体のTEPROサポーターバンクへの登録を促し、登録団体の協力を得ながら学校部活動・地域クラブ活動の運営団体実施主体による指導者の配置を支援する、都教委としてやっていくことなどを掲げています。

概要の資料に戻りまして、大きな(2)が都立学校においてもモデル的に行いますよということで、都立中学校は全校で、イの都立高校においては一部の学校、6校を想定していますが、これをパイロット的に実施していきますということです。

そして(3)、こちらは経費の支援について、ア・イ・ウ・エ・オ・カとそれぞれ補助を行っていく内容を掲載しています。アについてはこれまでも部活動指導員、外部指導者については補助を行っていますが、イ、今般新たに区市町村に置く総括コーディネーター、また各学校に置くコーディネーター等の配置を支援してまいりたいと思っています。

大きな6番、区市町村の取組については、区市町村では是非来年度中に協議会を設置していただくこととして、そこで今後の方針等を示した計画を策定していただくこと、そして更にその先ですが、その計画に基づいて取組を推進していただくことを掲載しています。また、成果指標といたしましては、3年後になるかとは思いますが、運動・文化の芸術活動が有意義だと感じている生徒が増加すること、そして一方で教員が指導に携わらない休日の部活動が増加していること、そして教員の負担、従事時

間が縮減していることなどを指標として検証していきたいと考えています。なお、本推進計画については、随時見直し、より効果的なものにして、区市町村を支えていきたいと考えています。

説明は以上です。よろしく御意見を頂きたいと存じます。

【教育長】 ただいまの説明に対しまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 これは当然の流れではあるとは思いますが、そしてまたこのガイドラインをこんなに大部なものを御準備いただいたことの御尽力に感謝します。ただ、先週でしたか、ある新聞報道があったかと思うんですが、地域移行を考えている自治体等で、このようにお願いをする指導者の方に、どういうことが体罰に当たるかとか、セクハラとかパワハラとか、そういうものに関して研修を行うか否かということの調査をなさったところ、全国のそういう自治体の中でそういうものを必須で考えているところが、確か20%を切っていたということで、大変私も衝撃を受けました。当然こういうガイドラインが作られるのであれば、それに基づいたものを各地域で担ってくださる方に研修をしてくださるのかなと思っていたのですが、東京都ではどのような御予定ですか。

【指導部長】 正に貴重な御指摘をありがとうございます。私どもとしても、体罰をはじめ、不適切な指導であったり、またあるいはセクシュアル・ハラスメントといったサービス全般については、これは当然指導者に対して厳しく課していかなければならないものです。そのため、私どもとしても研修を、まずは都立学校の外部指導者等には確実にいき、そこで活用した資料をそのまま区市町村の方にもお送りして、研修を行うようにということを助言し、不適切な指導がないように進めていきたいと考えていまして、正に推進計画にもそのことを記載しています。

【新井委員】 都立学校ではそれを徹底しているということで、大変安堵しましたけれども、できれば都内の全ての子供にそうであってほしいと願いますので、自治体の中のそれを必須にしているところが何%になったかということのKPIとか、それはもうKPIで全然構わないと思うので、何年後には何%を目指すということで助言

指導を続けるというようなことをお願いしたいです。よろしく申し上げます。

【教育長】 資料にもあるように、区市町村教育委員会だけではなく、TEPROもやるのですよね。

【指導部長】 はい。TEPROも主体となって、確実な研修等を行ってまいります。全ての自治体で確実に全ての指導者が研修を受けられる体制を整えていきたいと考えています。

【新井委員】 それは大変安堵しました。なさらない自治体の御意見として、これを担ってくださる方は本業があるのに担ってくださるので、そこまでお願いすると引き受け手がなくなるというようなコメントがあったので、そんなことがあるのかなと思って大変不安に思っていたんですけども、東京都では確実に実施されるということで、大変安堵しました。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

山口委員、お願いします。

【山口委員】 御説明ありがとうございました。今のお話にも若干関連するんですけども、やはり外部指導者の確保が多分非常に、東京都だけではなくて全国的に苦勞しているところかなと思います。やはりそれを専業ではとてもやっていけないわけで、皆様お仕事がある中で、またそれぞれの職場で働き方改革がいわれている中で、プラスということになりますので、この辺りは東京都としてはどのような人材の確保ということを取り組んでらっしゃるか教えてください。

【指導部長】 まずはTEPROを通じて様々な人材を登録し、紹介はしていますし、今後になりますけれども、例えば都には体育協会がありますし、地区にもあります。そうしたところとしっかり話をさせていただいて、そちらのキャパもいろいろ把握した上で、どういった協力をいただけるのか、あるいは地域のスポーツ団体等とも私どもが直接協議をさせていただき、それらの情報をしっかりと区市町村と共有しながら、適切に確保できるように、一步一步になるとは思いますが進めてまいりたいと考えています。

【山口委員】 そのような形で、多分なかなか難しいなとは思いますが、是非進めていただきたいということと、あとは今、各自治体の体育協会もありますが、



是非競技団体とも連携を取っていただきたいと思います。特に新井委員に御指摘いただいた研修については、今、競技団体で、指導者資格というのを付与している団体が増えています。そこでやはり指導の仕方であるとか、体罰とか、そういったことについても指導者資格の要件というか研修を行っているところもありますので、その辺りがうまく連携すると、手厚くやることも大事ですけれども、重複になって負担を感じるといえないように、是非その辺りも連携をお願いしたいということです。それから、競技団体にも是非要請をしていただいて、そこにやはり人材バンク的なものをうまく設置をしていただいて、やはり派遣をしていただくようなシステムを作っていくことが、長い、持続可能なといったところでは大事だと思いますので、是非よろしく願いいたします。

【教育長】       ほかはいかがでしょうか。

宮原委員、お願いします。

【宮原委員】       御説明ありがとうございました。社会的に非常に関心のある中で、東京都としてしっかりとしたガイドラインを発行するというのは非常に重要なことなので、内容を大変関心を持って確認をさせていただきました。質問がありまして、一つはこのTEPROの登録を促すということでしたけれども、現状どのくらいの登録で、それは見込みどおりに進んでいるのかどうか。数字がもし分からなければ、見込みどおりの形で進んでいるのか、少してこ入れが必要なのかという辺りで、人材確保の面も含めて状況を教えていただきたいのが一つと、どうしても議論がスポーツ系に偏りがちなんですけれども、文化的な部活動について、まずは指導者の確保状況というのはより難しいというか、社会的にそういった協会をしっかりと持っていることが少ないという状況においては、どこにそういう先生方、あるいは指導できる方がいらっしゃるかということについて、探しにくいということもあるので、そこに対する対策と、特に科学部とか、とても小さな部活動に対してどこまで手当てをしようということをこのガイドラインでは想定しているのか。この三つをお願いします。

【所管課】       人材バンクにつきまして、東京都ではTEPROと連携しています。これまでも指導者の人材バンクへ登録をしまして、具体的な数字はここですぐには申し上げられませんが、かなりの人数が登録しています。スポーツ系、文化

系もあります。そのところはTEPROとも連携をして、各区市町村にも周知を図って取り組んでいきたいと考えています。

あと、文化系のところにつきまして、御指摘いただいたとおり、文化系の確保というのが非常に今後大きな課題ではありますので、関係団体等と連携をして、少しでも御協力いただける人材を、指導者の方を確保していきたいです。また、その確保の仕方ですとか周知の仕方ですとか、そういったところも今後検討してまいりたいと考えています。

**【指導部長】** 文化団体ですが、特に吹奏楽などが非常に専門性を確保するのが難しいということで、音楽の教員などがかなり負担を抱えているという実態がありまして、やはりそういったいろいろな演奏家団体等とも連携しながら、お力を頂けるようにこちらとしても働きかけていきたいと思っています。また、科学部のようなそういった部活についても、地域の人材でありますとか、あるいは大学企業等も含めて、人材がないか、こちらとしても様々広く活用できるような形で進めてまいりたいと思っています。ありがとうございました。

**【教育長】** ほかはいかがでしょうか。

北村委員、お願いします。

**【北村委員】** 今までの議論と少し関連するのですが、もう少し細かい話になってしまうかもしれませんが、2点あります。

1点は、これは前から何度も申し上げていることで、やはりこういった人材を探す時に、大学における学生たちに、平日に短時間でも何かをするという時に、学生というのは一番可能性があるのかなと思います。ただ、それを単に学生のアルバイト的ではなく、例えば大学と協定を結んだりして、教職の一環として位置付けるとか、これだけ大学がたくさんある東京ですので、その利点を積極的に生かして、そういったモデルになるようなものを作っていただけないかなというのが1点目です。

もう一つは、これは以前にコロナで学校が休業した時に少し申し上げたことがあるのですが、その頃に外部指導員の方が、学校が休業したために、あなたたちは働いていないのだからといって、手当をカットされた自治体があるんですね。そういったことはこれから起こらないことが望ましいんですけども、今後も何が起こるか

分からない中で、そういった話が広まると、やはり外部指導員はすごく不安定で、簡単に切られるというか、簡単に少し待遇が悪くなってしまうようなことが起こってしまうというような認識が広まるというのは、あまり望ましいことではないなと思います。何がそういう時にできるのかというのは考える必要があるかと思うのですが、そういった最悪のケースも一つ含めながら是非考えていただきたいなと思います。

**【指導部長】** 今、資料で御提示させていただいている最下段です。今、正に大学の学生さんの活用ですとか、近隣の大学等の学生さんを様々御活用させていただいて、参加してもらい、あるいは指導者として指導してもらえようような体制はこれからもどんどん進めてまいりたいと思っています。

2点目につきましても、非常に大事な視点だと思いますので、是非考えていきたいと思っています。ありがとうございました。

**【教育長】** ほかはいかがでしょうか。

新井委員、お願いします。

**【新井委員】** 北村委員の御意見に少し付け加えるとしてということなんですけれども、やはりインセンティブモデルというのを、これはきちんと作っていかないといけないなと思うんです。例えば教育学部と連携するような話だった時に、部活の指導の経験がこれだけありますということ、教員採用の時に書く欄があるかどうかというのもとても重要で、それは何か月とか、1年とか2年とかやって、こういうような実績がありましたとか。その時に学校の先生からそれについての推薦状を書いていただけたとか、そういうこともあろうかと思えますし、何か協議会と連携するに当たっては、例えば協議会の方というのは本当にプロの選手だったというか、アマチュアだけれども全国大会あるいは世界大会レベルの方が指導してくださるわけで、そういう方に関しても、全員一律に学生と同じ金額なのか、いや、そうではなくて、こういう方でしたらこういう金額でしょうとかいうようなもの。だから、何かこれに関わることによって将来これがプラスになる、あるいは自分が適正に評価されていると本人が感じるというような、適正なインセンティブモデルがあるということが、持続可能性のためには必要なので、通り一遍にならないようになさるということがすごく重要かなと思います。例えば科学部の指導が、近隣の学校で理科の先生になろうと思ってい

るような方とか、あるいは芸術系だと、本当に高校の音楽の先生とか芸術の先生になろうと思うと、すごく狭き門だと藝大の学生から聞いています。そういうようなことであれば、藝大に通いながらも、こういうことをすると音楽の先生とか芸術系の先生になりやすいようなことがあったとしたら、インセンティブが喚起されるかもしれないと考えますので、そういうような仕組みづくりもお考えになられてはいかがでしょうか。

【教育長】 検討してください。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ほかにありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

### (3) 都立高校生のオーストラリアへの派遣研修について

【教育長】 次に報告事項(3)「都立高校生のオーストラリアへの派遣研修について」の説明を、引き続き指導部長、お願いします。

【指導部長】 今年度における都立高校生のUAE、それからパリへの派遣については、既に報告させていただいたところです。今般報告いたしますのは、去る3月13日から、つい先日の月曜日20日までの間、専門高校の生徒をオーストラリアに派遣した研修についてです。

目的を御覧ください。まず専門高校の学びに関連した、海外でなければ体験できない取組あるいは視察、見聞を通して、自らの学びをよりよい社会づくりに結び付ける契機とするということ。そして次が非常に大事ですが、派遣された者だけでなく、学んできたことの成果を在籍校はじめ広く都立学校全体にこれを広げて、全ての生徒の学びを深めていく視点、これが非常に大事だと考えています。

参加生徒は、資料に書かれているとおり、工業高校、商業高校、そして農業高校の代表生徒合計39人です。事前研修からしっかり取り組んでまいりました。事前研修ではUAEに派遣された生徒が、研修成果の発表を行いました。発表後、意見交換等を行いながら、今般の参加生徒は自分自身の研究テーマを構築していきました。また、

オーストラリアクイーンズランド州政府の駐日事務所の職員から講義を受け、歴史や文化、あるいは環境問題等々についての話を伺いました。そして、それらを踏まえて、各学校の専門分野に関して、自分自身の研究テーマを設定して、一人一人がグループワーク、そして中間発表まで事前に行い、それをもって海外に行き、オーストラリアの現地の学校で発表したという流れになります。

それでは、ここで動画を御覧いただきまして、研修の流れを説明させていただきたいと存じます。

これは市の職員からケアンズの観光業やSDGsの取組等について説明を受けているところでして、休憩時間にも質問していました。これは振り返りで、毎日教員の指導の下、グループで行っています。これは水素コンソーシアムの講義でして、これは水素電池エネルギーで動く模型の自動車を作っています。必ずしも英語が得意でない生徒もいますが、事前にかなり学習しまして、こうした市場でのインタビューの時も英語を使ってコミュニケーションを取りました。これはスカイレールといって、世界遺産である熱帯雨林の上を走るロープウェイです。レンジャーから様々な解説を受けました。ここはフィッツロイ島で、ウミガメのリハビリセンターを訪問し、ビニールを食べてしまって具合が悪くなったウミガメ等の支援活動や環境保全について学びました。これはできたばかりの中高一貫校でして、2年前に開校したので、中学校の1・2年生しかいません。中学生ですけれども、このような交流を行い、ここで事前に研究してきたことを発表しています。発表会場には、それぞれの研究分野の専門の方々においでいただき、指導・講評をしていただき、非常に充実した時間を過ごしてまいりました。

資料にお戻りいただければと存じます。帰ってきた生徒から様々な声が上がっています。幾つか御紹介いたします。まず6の一番上です。世界遺産の保全のためには観光客も含めて一体となって協力する必要がある。今後、自分も環境保全につながるような仕事をしてみたいというような工業高校の生徒の声。一つ空けてアボリジニの人々が使用していた獣道をヨーロッパ人が活用して開拓した歴史など、様々な歴史を学ぶことができたという声。その次の丸、水素エネルギーについて、投資コストについて様々な考えまして、社会的意義が大きいもので、ビジネスチャンスがあると感じ

た、という商業科の生徒の声。さらに一つ空けましてA Iや機械を活用したスマート農業が、農作業のみならず環境への配慮にもつながっているというような農業科の生徒の声などが上がっています。

7の今後の予定ですが、年度が明けましたら、各学校で研修の振り返りと校内での発表を行います。また、5月下旬に全体での成果報告会を行いまして、今般の派遣研修の成果を広く都立学校全体に広げていきたいと考えています。

説明は以上です。よろしく御意見を賜りたいと存じます。

【教育長】 では、この件に関して御質問・御意見ありましたらお願いいたします。北村委員、お願いします。

【北村委員】 専門高校の生徒たちということで、非常に普段の学びと、今回のオーストラリア。オーストラリアは農業大国であり資源大国であり、環境問題等への非常に社会的関心の高い国ですので、様々なことを感じてくれたのではないかなということで、とてもよいプログラムを作ってくださったなと思います。今後、成果報告会等もありますので、是非この参加した子たちだけではなく、多くの子たちにも考えたことを発信していただきたいということと、これは前にも申し上げたのですけれども、行き先も今後更に工夫をしていただいて、特に例えば東南アジアとか、非常に日本と密接なつながりがある中で、実は我々がふだん食べているものの元になっているようなところを見ていくと、マングローブの森が破壊されていたりとか、いろいろなことを日常と結び付けながら、東南アジアで起こっていることというのが、本当は身近なのですけれどもあまり多くの人知らないということがありますので、そういう意味でも更に訪問先の工夫も今後重ねていただきたいなということを申し上げたいと思います。

【指導部長】 まさに来年度、様々な国や地域に広げていくことを計画していただき、東南アジア、それから中東、それからアフリカのエジプト等、そうした国々と今、既にコンタクトを始めているところです。また決定しましたら報告させていただきたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】 山口委員、お願いします。

【山口委員】 御説明ありがとうございました。非常によいプログラムだと思うの

です。そして、都立高校に今後周知していくとのことですが、専門高校生のことで、何とかして中学生にも、やはりこれから工科に名前が変わったりしますし、やはりこういった高校を目指して、そしてこういう交流ができるんだ、ということについて非常に魅力的だと思いますので、是非、中学校の先生でもいいですし、中学校にも何か広めていただきたいと思います。

【教育長】 宮原委員、お願いします。

【宮原委員】 大変すばらしい取組で、特にこうした専門の高校に通ってらっしゃる方が、新しい視点で、グローバルな視点で様々なことを感じるというのは非常に重要だなと思います。先ほどの北村委員のお話もそうなのですけれども、東南アジアとかオーストラリアにいらっしゃる場合には、どうしてもこういう方々は選抜になりますけれども、時差の問題があまりありませんので、今後是非オンラインで、当事者の学校の生徒もつないで、一緒にこういった発表会などを共有するような機会を今後御検討いただければなと思いました。

【指導部長】 既に様々な学校で行ってはいるのですが、都教委としても一層進めてまいりたいと思います。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ほかにありませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。

#### (9) 都立高校における「外国につながる生徒への指導ハンドブック」について

【教育長】 次に、順番を変更いたしまして、報告事項(9)「都立高校における「外国につながる生徒への指導ハンドブック」について」の説明を引き続き指導部長、お願いします。

【指導部長】 このたび、都立高校の教員のための外国につながる生徒への指導ハンドブックを作成いたしました。都教育委員会はこれまで都立高校において、日本語指導を支援する外部人材の活用に関する制度を整備するとともに、生徒向けの教材については作成いたしまして活用を促していたところです。各学校では、学校設定教科とか科目で、いわゆる日本語指導を行ったり、放課後の指導を行ったりしてまいりまし

た。ただ、これまで教員のためのハンドブックというのはありませんでしたから、新たに教員向けに作成したものです。

御提示している資料を御覧いただけますでしょうか。現状ですが、これは掲載しているとおりに、近年外国人の方の人数が増えており、都立高等学校に在籍するいわゆる外国にルーツがある生徒の数も増えており、国においても法律等が制定され、環境の整備に取り組んでいるところです。一方で、右側、都立高校の課題といたしましては、令和5年度、来年度から特別の教育課程が編成されます。それに向けて、しっかりと準備をしていくことが必要です。そしてそれに併せて、組織的な体制であるとか、実際にどういう子供が特別の教育課程で学ぶべきかといったアセスメントの方法であるとか、教員自身の日本語指導に関する知識を更に高めていくことなどが課題となっています。

これまでですが、今もお話ししましたが、一つは例えばDVD教材で、これは日本の学校のいわゆる文化、例えば朝登校して、靴を履き替える学校もありますとか、あるいは小・中学校ですと給食があります、掃除などをしますというような1日の流れや、あと1年間の流れです。入学式から卒業式までの流れ等々、文化・習慣の違いに気付くことができるような、テーマ別に様々な映像教材を作っています。また、主にこれは小・中学校が中心ですが、高等学校でも初歩段階で扱えるような指導テキストを『たのしいがっこう』という形で作っています。これは最近ではウクライナ語も追加いたしました、23言語のものがあります。

それらを踏まえまして、下段ですが、今般のハンドブックです。目的は、ここに掲げている、組織的な指導体制の整備、生活指導や進路指導を行う教員の理解の促進、日本語指導が必要な生徒に対して指導を行う教員の指導の充実などです。

何ページか開いていただきまして、具体的に説明させていただきたいと存じます。26ページを御覧いただけますでしょうか。これは第1章が外国につながる生徒への指導についてという全般論になっていまして、例えば在留資格がどのようになっているのか、なかなか教員がこういった知識がないものですから、例えば在留カードの携帯が必ず義務付けられていて、それらが更新されていくんですよ、それに伴ってどのような生活が保障されているんですよというような制度が示されています。



また、49ページですが、これは日本語指導の内容の部分ですが、様々な日本語の指導の在り方を掲載する中で、やさしい日本語の作り方ということで、例えば一つの文を短くして簡単な構成にしますよ、文末を統一しますよ、二重否定は使いませんよというような、このやさしい日本語がどのようなものなのかという例示をしているページです。

それから60ページを御覧ください。実際に段階別の学習がどのように行われるかというのを、初級、中級、上級、あるいは習熟度を問わずに行う学習活動などを分類して掲載しています。

また、66ページを御覧ください。それぞれ指導をしてきて評価をどう行っていくか、どの程度身に付いたかをどう測っていくかという、その辺の評価の視点を段階別にまとめたものを掲載しています。

また、74ページには、実際に簡単なテストを行って、それを統一の基準で採点することで日本語の習熟度が測れますといった一つの採点の基準を示すなどしています。こうしたものを今回作りまして、各学校に送付いたします。教員がこれらを活用して、特別な教育課程はもとより、必ずしも特別な教育課程を編成しないで行う日本語指導についても活用していただけるようにと考えています。

説明は以上です。よろしく御意見を賜ればと存じます。

【教育長】 本件について何か御質問・御意見ありましたらお願いいたします。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 充実したハンドブックをありがとうございます。これで先生たちも指導がとてもやりやすくなるのではないかと思います。子供たちはこのような日本語の指導を受けると、保護者よりも日本語が上手になります。そうすると、子供たちが保護者の通訳になり、それが負担になっているという話も聞きます。そこで、保護者にも活用できるようなDVDも紹介していただけるといいと思います。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

新井委員、お願いします。

【新井委員】 比較的、高校の段階で親御さんが子供を呼び寄せるというような御家庭も少なくないのですよね。小学校のうちは祖父母に預けて、中学校からとか、高

校からという方が少なくありません。また、昨今、国際情勢が非常に厳しくなっている中、ウクライナからというようなこともありますけれども、高校時代に転入してくるという方が今後も残念ながら増える傾向にあるだろうと思っています。そういう中で、実は必修である国語が、本来的に今新しいカリキュラムの国語を、カリキュラムが目指しているとおりに運用したならば、外国にルーツのあるお子さんに対しても、ユニバーサルであるように作られてはいるんですけども、古い指導要領のまま学校で運用をしようとする、例えば明治時代の文学であるとか、あるいは日本語の古典であるとか、中国の古典であるとか、そういうところにこれまでは重点が置かれた指導で、それでそれは去年ぐらいから新しい指導要領になりましたが、にもかかわらず新しい指導要領の下でもやはり明治時代の文学を中心に指導されている実態というのが、都立学校でも少なくないように聞いています。私が聞き取った感じだと、やはり外国にルーツのある方にとって、その授業が実は必修であるために、非常に大きなハードルになっているというようなことを聞きます。私の勤めている大学院は、外国にルーツがあって、日本で高校・大学を出ていらっしゃる方は少ないのですが、そういう方に聞くと、一番大きなハードルが国語の授業であったと聞きます。ですので、必修の国語は、今現在の新しい指導要領に沿った正しい運用をしていただけることが、こういう多様性の高まっている、特に東京においてユニバーサルな授業の展開になるのではないですか。もちろん、文学であるとか古典であるとかというのは、選択科目としてありますので、そういう中で深めていただいて、必修の国語についてはユニバーサルデザインを意識した授業計画になっていくことを願います。意見です。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

特にほかに御意見ありませんようでしたら、本件につきまして報告として承りました。

(4) 「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」について

【教育長】 続きまして、報告事項の(4) 「「都立高校の魅力向上に向けた実行

プログラム」について」の説明を、高校改革推進担当部長、お願いいたします。

【高校改革推進担当部長】 2月2日に報告しました、都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム案につきまして、2月24日までの間、パブリックコメントを実施しまして、今般最終的なプログラムを策定いたしましたので報告いたします。

まずパブリックコメントにつきましてですが、パブリックコメントで寄せられた意見の総数は383件ありました。結果の概要と都教育委員会の考え方につきましては、参考資料に掲載していますので、後ほど御覧いただければと思います。

次にプログラム本体の方に、第3部というものを加えましたので、その部分についての説明をいたします。プログラムの60ページです。

まず、実行プログラムの検証です。プログラムの目的であります、都立高校における様々な課題の解決や、都立高校の魅力向上の達成度合いを測るため、指標を定めまして成果を検証してまいります。まず一つ目の「自ら未来を切り拓く力の育成」のところでは、教育ダッシュボードを活用している学校数ということで、これにつきましては最終的に全校への展開を目指して、システムの開発と稼働を段階的に進めていくこととしていまして、令和6年度末では100校を目標といたします。また、次の学校の学習用ネットワーク環境につきましては、今年度通信回線を増強していまして、不満、やや不満と感ずる割合を30%以下とすることを目標といたします。

次の二つはグローバル人材の育成に関してですけれども、高校卒業時における英語力がCEFR A2相当以上の生徒の割合を、ネイティブとのオンライン英会話など、英語を使う機会の増加等を進めることで、令和6年度に60%まで引き上げてまいります。この60%という数値は、都の長期計画でもあります「未来の東京」戦略において、2030年の目標を80%としていることを踏まえたものです。また、次の国際交流の実施校数につきましては、生徒の海外派遣、オンライン交流、留学生の受入れなどを行うことで、全校での実施を目指してまいります。

次にⅡの「生徒目線に立った支援の充実」のところでは、不登校生徒のうち中途退学に至る生徒の割合を下げっていくことを目標としています。これは不登校という状況を否定するのではなく、プログラムに記載している様々な取組によって生徒を支援しながら、中途退学することなく学業等を継続させたいという考えです。

次にⅢ「質の高い教育の実現するための環境整備」ですが、令和3年度に実施した意識調査の中で、生徒に高校生活についてどのように感じているかなどと尋ねています。プログラムの様々な取組を総合的に実施して、100%を目指すところでありますが、生徒の感じ方ということもありまして、論理的に目標数値を設定することがなかなか難しいため、令和3年度数値よりも向上といたしました。

最後は教員の働き方に関してですが、学校における働き方改革推進プラン等に基づき、副校長を直接補佐する人材や、部活動指導員等の外部人材の活用、ICT化による校務改善など、教員の負担軽減を総合的に進めていくことで、副校長や教員等の1か月当たりの時間外在校時間を45時間以下とするように取り組んでまいります。

次の61ページ、実行プログラムの今後の方向性ですけれども、令和6年度まで本プログラムを集中的に実施してブラッシュアップをしてまいります。先ほどの指標を各施策の検証等に活用するとともに、令和7年度以降につきましては、生徒数の推移や来年度策定予定の東京都教育ビジョン第5次との整合性を図りながら検討をしてまいります。今後、生徒一人一人に応じたきめ細かな教育の推進と、未来の東京を担う人材の育成に向けて、幅広い観点から多角的な取組を一層加速してまいりたいと思っています。

説明は以上です。

【教育長】       では、ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたらお願いいたします。

新井委員、お願いします。

【新井委員】     御説明ありがとうございました。また、丁寧にデータを見ていただきありがとうございます。

先生の働き方改革に関してなんですけれども、100%とあります。KPIとか数値目標を立てることというのはいいんですけれども、そのためにというよりは、何かをやって結果的に100%になるということがとても望ましいわけです。それで、例えば、都立学校でもう既に100%になっているという学校と、なかなか難しいという学校があるので、平均をすると43.7%とか67%という数字になっているかと思います。100%というのはこれよりもずっと低いところを含めて100%にしなければいけないと

ということなので、すごく実は統計的に考えると高い目標なんです。それを考えた時に、既に100%になっているのはどのような特徴がある学校なのか。例えば偏差値で切るのはいくつかかもしれないですけども、偏差値としてどういうところなのかとか、倍率がどのような学校なのかとか、1クラス当たりの人数がどういう学校なのかとか、どういう特徴のある学校が100%を達成できていて、どういうところが非常に低い値になっているのかというのを分類して、その特徴から、こういう特徴に持っていければ100%になるのではないかという道筋がないと、K P I だけではなかなか達成が100というのは難しい値だなと。だから、令和3年度数値より向上というぐらいだと、努力で何とかできるんですけども、100となると、やはり道筋が見えないと難しいので、例えば教育ダッシュボードのようなものとか、作業のデジタル化のようなものでこれだけ減るだろうとかというような、何校か先行して入れているところで時間数がこれだけ減ったというような、確か多分エビデンスが1、2年分たまっていると思いますので、そういうことでこれだけ減って、こういうシナリオで、でもまだ二十何%というような学校というのが実際問題あるので、そこはこのようにしていかないと100にならないなということを、やはり部局としてストーリーが立たないと100が難しいかなと思うので、その辺りはいかがですか。

【高校改革推進担当部長】 御指摘ありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、もう少し細かいところも分析しながら、きちんと対策を取れているところはそれをほかの学校でも固定化をしていくようなことというのは、実際に進めていきたいと思っています。ここで100と書いたのは、法律上45時間以下である割合というのは100%にしなければいけないので100といたしました。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

特にならなければ、本件については報告として承りました。

(5) 教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応の策定について

(6) 教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の一部改正について

【教育長】 次に報告事項(5)「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場

合の初動対応の策定について」と、報告事項（６）「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の一部改正について」は、関連する内容のために、一括で説明をお願いします。それでは人事部長、お願いします。

【人事部長】　　まず報告事項（５）からです。昨年４月、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が施行されまして、都教育委員会では弁護士による第三者相談窓口の設置ですとか、全児童・生徒への相談シートの配布、職員へのセルフチェックシートを用いたサービス事故防止研修の実施等によりまして、児童・生徒性暴力等の防止と早期発見に取り組んでまいりました。また、寄せられた相談や発生事案に対しましては、医療、心理、福祉、法律といった分野の調査協力専門委員を委嘱しまして、助言も得ながら対応してきたところです。

児童・生徒性暴力におきましては、児童・生徒の被害の深刻化や、心身等への影響を最小限に抑えるためにも、関係者による適切かつ迅速な初動対応が極めて重要です。今回これまでの私どもの事案対応の知見ですとか、専門家からの助言、また学校や区市町村教育委員会、警察など、関係機関の意見も聴取いたしまして、発生時の初動対応のマニュアルを新たに取りまとめました。マニュアルでは、基本的な考え方といたしまして、児童・生徒の人権の尊重と安全の確保が最優先であること、先入観を持たず組織的に対応することなどを挙げています。また、２ページにある時系列の対応フローに沿いまして、教職員が相談に対応する際の具体例や伝えてはいけない言葉、管理職による事実確認の手順、学校での児童・生徒の保護や支援など、関係者が具体的にどう行動すればいいかを記載しています。

マニュアルの策定と同時に、３ページにありますように、児童・生徒・保護者向けの相談の流れの概要を取りまとめました。新年度に入りまして、あらためて第三者相談窓口の案内と併せて周知いたしまして、寄せられた相談に対してしっかりと対応していることも示し、更に児童・生徒・保護者が相談しやすい環境を整えてまいりたいと考えています。

また、続きまして報告事項（６）です。こちらは、教職員の主な非行に対する標準的な処分量定の一部改正になります。別添１にありますように、都教育委員会では、これまでも児童・生徒に対するわいせつ行為に対しましては、決して許されないもの

として、特に厳しい姿勢で臨んできたものです。今ほど説明しましたように、昨年4月の法施行以降は、法の趣旨を踏まえた対応を行うとともに、国に対しまして法の対象となる具体的な事例の確認なども行ってまいりました。今回、初動対応マニュアルの策定と併せまして、標準的な処分量定についても改正し、広く教職員に示すことで、性暴力の事実があった際は厳正に対処することをあらためて示し、抑止につなげていきたいと思っております。具体的な改正内容といたしましては、性暴力等に該当する行為を法の定義に併せてあらためて整理するほか、犯罪が疑われる場合の警察への相談、通報の明記や、性暴力の端緒となりやすいSNS等を利用した私的なやりとりについての量定の新設などを行っています。

初動対応マニュアル、処分量定の一部改正とも、施行日は令和5年4月1日とし、ホームページに公表するとともに、区市町村教育委員会や都内全公立学校等に周知し、性暴力の根絶と事案発生時の対応の一層の迅速化、適切化を図ってまいります。

説明は以上となります。

【教育長】 では、ただいまの説明に対しまして、御質問・御意見ありましたらお願いいたします。

秋山委員、お願いします。

【秋山委員】 初動対応として、大変練られた対策を書かれていると思いました。特に教職員に対して適切な処置が行われるような流れだと思います。一方で、はじめにも書いてありますけれども、被害に遭った子供たちは生涯にわたって回復しがたい心的外傷を受けるわけなので、そのためには初動だけではなくて、それ以降の支援も必要かと思っております。そこで、4ページにあるこの初動の流れの中で、相談が、児相などとの調整とありますけれども、小中高と切れ目なく支援できるような体制が必要ではないかと思っております。これからそういう子供たちに心理的な支援をしていく中で、どういう流れ、システムが必要なのかを、引き続き検討していただければと思います。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。

ほかにありませんようでしたら、本件につきまして報告として承りました。

(7) 「子供を笑顔にするプロジェクト」WBC体験について

【教育長】 次に報告事項(7)「「子供を笑顔にするプロジェクト」WBC体験について」の説明を、事業推進担当部長、お願いします。

【事業推進担当部長】 「子供を笑顔にするプロジェクト」WBC体験について報告をいたします。「子供を笑顔にするプロジェクト」ですが、コロナ禍で様々な制約がある学校生活を送ってきた子供たちに、体験を通じて笑顔で前向きになってもらいたいと取り組んだ事業です。このたび野球の国際大会WBCが東京で行われる機会に、子供たちに一流のプレーのすばらしさ、スポーツの楽しさを感じてもらいたいと、臨場感ある球場での観戦を実施いたしました。

また、心に残る特別な体験を提供するなどの企画も併せて行いました。一つ目、学校観戦ですが、3月9日から13日にかけて、約1万1,000人の児童・生徒が海外のチームの試合を観戦いたしました。二つ目、3月9日、10日の試合前セレモニーに、小学校の児童89名が参加をいたしまして、参加チームの国旗や大会旗をグラウンドに展開したり、勝利の願いを込めた千羽鶴を監督に贈呈するなどをしています。続いて、大会の盛り上がりに参加するという体験として、応援メッセージを募集して、2,600を超える投稿がありました。メッセージは、そこに写真がありますけれども、練習中に東京ドームの大型ビジョンに映す形で選手に届けまして、選手からはとても励みになるといったコメントを頂いたところです。

最後に、14日の練習後、特別支援学校・病院内学級の子供たちと、選手が交流をいたしました。憧れの選手に直接思いを伝えたほか、プレッシャーに打ち勝つ秘訣など、質問を投げかけて、選手からの真剣な回答に聞き入る様子が見られました。なお、当日は都議会の質疑と日程が重なってしまっていて、秋山委員に現地で立ち会いをお願いいたしました。秋山委員、ありがとうございました。

今回の体験を通じての声ですけれども、試合観戦については、初めて生観戦したけれども湧き上がる声援の大きさにスポーツの臨場感というものにワクワクしたといった声ですとか、セレモニーについては大勢の前でグラウンドに立って役割を果たせたことが自信になって、一生の宝物だといったような声ですとか、選手との交流につい



ては、世界で活躍する選手と目の前で直接対話ができ、感動したと。頂いたアドバイスも大切に、自分が挑む大会で実践したいといったような声がありました。

WBCは数々のドラマがあって、先日幕を閉じましたけれども、子供たちにとってもいろいろなことを感じて心に残る体験になったのではないかと考えています。

報告は以上です。

【教育長】 では、ただいまの説明に対しまして、御意見・御質問ありましたらお願いいたします。

秋山委員。

【秋山委員】 付き添いをさせていただきました。選手には、子供たち自身が考えた質問に非常に丁寧に答えていただきました。例えば試合前とか、プレッシャーにどのような対策をするかなどの質問に対し、どの質問に対しても選手が口をそろえて言われたのは、準備を怠らないということでした。この答えには、子供たちも、周りにいた大人たちも、大変感銘を受けたというか、プロならではの言葉を聞いたなと思いました。もう一つは、オンラインで入院している分教室の子供たちとも交流をしていただいて、これも大変いい経験になったと思いました。いい取組をしていただいてありがとうございました。

【教育長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本件につきまして報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

4月13日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会ですが、4月13日午前10時より、教育委員会室にて開催させていただければと存じます。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、次回の教育委員会につきましては4月13日に開催したいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉 ——

日程そのほか、何かありますでしょうか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時54分)